

議案第 27 号

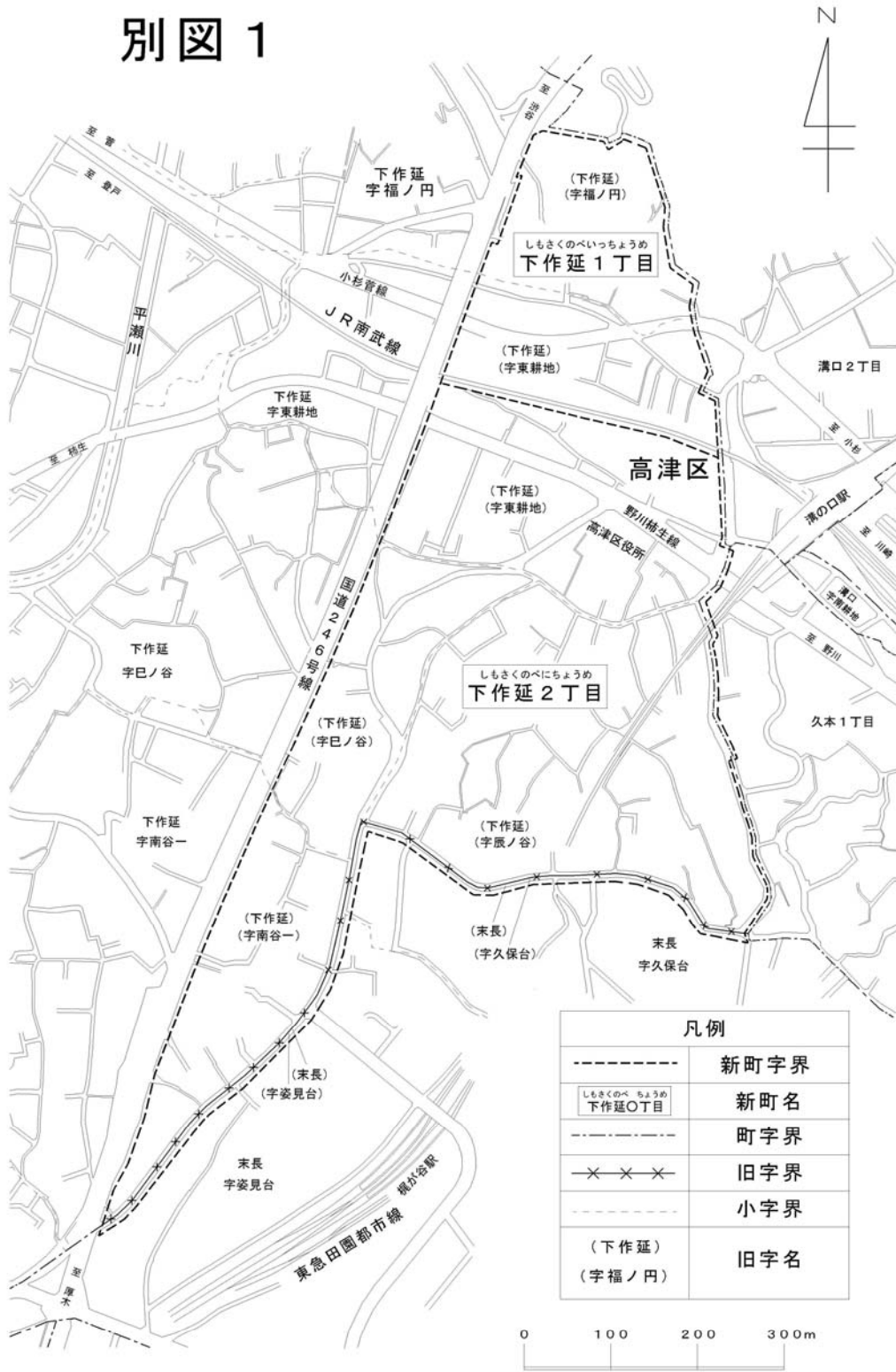
高津区における町区域の設定及び町字区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別図 1 のとおり町区域を設定し、別図 2 のとおり町字区域を変更する。

平成 19 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

別図 1



別図 2



参考資料

提 案 要 旨

高津区下作延・久地地区において、住居表示を実施するため町区域を設定及び町字区域を変更したいので提出する。